

公印省略

3 薬 第 3 8 4 号  
令和 3 年 5 月 6 日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

県では、これまで、県民に対しては、4月20日からの日中を含む不要不急の外出自粛を、さらに福岡市内の飲食店等に対しては同22日から、さらに久留米市内の飲食店等に対しては25日から、営業時間の短縮を要請してまいりました。

4月20日以降の要請の効果については、感染してから発症するまでの期間を考慮した上で今後の対応を判断することとしていましたが、現在の本県の感染状況を踏まえ、5月1日に国へまん延防止等重点措置を本県に適用するよう申し入れております。

今後、国や市町村とも協議を行っていきますが、国としての判断がなされ、本県にまん延防止等重点措置が適用されるまでには一定の期間を要することから、5月3日に福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、別添資料のとおり、まん延防止等重点措置と同等の措置を先んじて実施することとしました。

つきましては、貴会会員への周知につきまして御協力をお願いします。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」